

対府交渉

国・府に追従せず、教育行政の自主性を発揮せよ

大教組 職場の実態示し、憲法にもとづく教育の前進を迫る

大教組本部は7月31日、「当面の重急要求」にもとづく府教委との交渉をおこないました。交渉の冒頭、辻保夫大教組委員長は橋下府政と「大阪維新プログラム案」(以下「維新案」)について「教職員の人件費や私学助成費を全国最低水準に引き下げ、障害児教育関連予算、いじめ・不登校・問題行動対策予算を大幅削減する一方で、進学指導特色高校や習熟度別指導など競争と格差を拡大する教育をすすめるようになっている」と批判し、「維新案そのものの抜本見直しを強く要求する」と主張しました。そのうえで、府教委が憲法の理念と原則を堅持し自主性を貫くこと、労使慣行を遵守しよりよい教育のため大教組と協議を促すこと、この重要性を指摘しました。

教育行政の基本姿勢

大教組「教育の後退はあってはならない」
府教委「子どもたちのために前進したい」

大教組は教育行政の基本姿勢について「新指導要領(国の施策や府の財政方針に無批判に追従せず、大阪の教育を守る立場を求めたい)に対し、次のようなやりとりがあらまし」と述べた。

改訂学習指導要領

教育課程の弾力的な編成、すべての子どもの学力保障を確認

大教組は「教育課程の編成権が各学校にある」ことを府教委と求め、改めて確認したうえで、次のように指摘した。

大教組「授業時数の確保、小・中での帯タイムを時数カウントすることは、編成上の方法のひとつとしてはある。すべての子どもに基礎学力を保障するため、学習指導の内容と到達目標について子どもによって差を設けない。」

○「学校支援地域本部事業」について、学校としての主体的な取り組みを尊重し、事業における「学校教育への協力・支援」は学校が依頼し求めたことに対しておこなう。また学校に新たな負担や困難をもたらさない。この事業によってPTAの役割は変わるものではない。

○苦情審査会のあり方を含め「評価育成システム」について、引き続き大教組と協議する。

○教員免許更新制について、更新講習の受講は、学校業務に支障のない範囲で「職免」として取り扱う。

○府立学校の教務事務補助員等の学校現場における役割については理解している。

○学校旅費の削減は、学校の教育活動に影響をもたらす。現場の実態にもとづき関係機関と協議し対応する。

○教員採用選考試験について、選考基準と受験生の総合得点を新たに開示できるよう検討する。また教員選考の問題について引き続き大教組の意見をきく。

○学校警備員の配置について、子どもの安全を確保することは引き続き重要と認識する。

○小中学校の耐震化については、国の補助事業を活用しすすめる。

○障害児学校については、新たな学校建設を含め早期に施設建設方針を策定する。

○改正労安法にもとづく長時間労働者に対する医師による面接指導について、市町村に対しても体制を整備するよう指導する。

○メンタルヘルス対策について、「職場復帰支援事業」を存続できるよう努力する。また復帰後の業務軽減のための人的措置は引き続き研究する。



か矛盾が拡大し、文科省は学校現場に一定配慮した見解を表明するのをえなくしている(別項1)と指摘、「各学校の弾力的な編成が重要だ」と主張した。

文科省が「これに対し、府教委は、文科省が、問答で示す。小・中での帯タイムの時数カウントは可能」というのは、「編成上の一つの方法である」と回答した。また大教組は新指導要領が学習内容をoffのレベルに選別することをねらっていることを要求書で指摘し、府教委は「子どもによって教育内容と到達目標に差を設けない」ことを確認した。

また府がすすめるようとしている小・中以上の習熟度別授業について、教員長答弁の「画的に押しつけないものではない」(別項2)を再確認。国の新規事業として府が導入をすすめるようしている「学校支援地域本部事業」について、「学校の主体的な取り組みを尊重する」などの回答を得ました。(府教委の主な回答事項 参照)

教務事務補助員等の解雇

府教委「現場で役割果たしてもらっている」
大教組「財源確保し、必ず存続せよ」

橋下知事が府立学校で働く教務補助、家庭科理科の実習補助、図書館司書などの非常勤職員3500名を今年度末で解雇しようとしていることに対し、大教組は非常勤職員の学校現場での役割を紹介し、次のように主張した。

大教組「学校の授業では年間150回以上の実験を非常勤補助員が準備している。化学の専門知識を身に付け、生徒が理科に興味をもてるよう授業の工夫をおこなひ、3000名以上の製品の管理し、年収はわずか100万程度の非常勤職員が大阪の学校現場を強く支えている」と述べた。

大教組は次のように追及した。

大教組「教職員は宿直行事で夜通しの指導を行っている。青年教職員は20万円にも満たない賞金のなかで、修学旅行(1万円)も自己負担を余儀なくされている。校長もこれでは強要命令を出せない」と述べた。

旅費削減

大教組「教育活動に重大な支障引き起こす」
府教委「旅費は教育上必要、実態ふまえ対応」

7月の府議会が旅費条例を改定し、宿泊料が2000円以上も減額され、さらに朝夕・食代までも差し引かれるなど、宿直行事で教職員が多額の自己負担を強いられることについて、大教組は次のように追及した。

大教組「教職員は宿直行事で夜通しの指導を行っている。青年教職員は20万円にも満たない賞金のなかで、修学旅行(1万円)も自己負担を余儀なくされている。校長もこれでは強要命令を出せない」と述べた。

教員採用選考

大教組「選考制度の公正・透明性を確保せよ」
府教委「選考基準、総合得点を検討」

大教組は昨年導入された常勤講師経験者対象特別選考について、講師経験が生かされる制度となっていない実態を批判。府教委が「公正な選考の結果」と不適当な答弁を行ったことに対し、かき立て「経験ある講師の正規採用は現場の声をだて敷く追及しました。さらに大阪府での教員採用用職事件にふれ、府教委と次のようなやりとりがありました。

大教組「大阪は受験者への情報開示が全国的に遅れている。選考制度の公正さ(評価育成システム)の苦情を訴えている。府教委は「職免扱い」として教育課程に支障のない範囲で「職免扱い」と確認し、府教委は現場への周知に約束しました。さらに精神疾患による休職者が急増するなか、大教組はメンタルヘルス対策の後退は許されないと指摘し、「職場復帰支援事業」の存続を求めました。これに対し府教委は「08年度本学予算で(事業は)ゼロ査定」(厳し財政事情)と述べた。府教委は「存続に向け努力する」と回答しました。(府教委の主な回答事項 参照)

新採者を守り育てる学校づくりを

07年度の新採者のうち、200人が1年目で退職。多くは依願退職ですが、不採用をちらすかされた「強制」が数多く報告され、その数大幅に増加しています。その背景には「指導力不足」教員政策の強化と新勤務評定制度の導入等、管理と競争の施策が弱い立場の新採者に顕在化している。

全教が開催「新採1年目で退職する教員」の問題を考えるシンポジウム

大教組は「大阪は受験者への情報開示が全国的に遅れている。選考制度の公正さ(評価育成システム)の苦情を訴えている。府教委は「職免扱い」として教育課程に支障のない範囲で「職免扱い」と確認し、府教委は現場への周知に約束しました。さらに精神疾患による休職者が急増するなか、大教組はメンタルヘルス対策の後退は許されないと指摘し、「職場復帰支援事業」の存続を求めました。これに対し府教委は「08年度本学予算で(事業は)ゼロ査定」(厳し財政事情)と述べた。府教委は「存続に向け努力する」と回答しました。(府教委の主な回答事項 参照)

府教委は「学校現場で役割を果たしてもらっている」と主張した。大教組は「大阪は貧困と格差が深刻で、学校現場困難が広がっている。また教職員一人が受け持つ子どもの数は全国最大クラスで、教職員不足が深刻だ。このままでは教育の質が低下する。現場の声にこたえ、雇用手に必要な財源を確保せよ」と述べた。

大教組本部は7月31日、「当面の重急要求」にもとづく府教委との交渉をおこないました。交渉の冒頭、辻保夫大教組委員長は橋下府政と「大阪維新プログラム案」(以下「維新案」)について「教職員の人件費や私学助成費を全国最低水準に引き下げ、障害児教育関連予算、いじめ・不登校・問題行動対策予算を大幅削減する一方で、進学指導特色高校や習熟度別指導など競争と格差を拡大する教育をすすめるようになっている」と批判し、「維新案そのものの抜本見直しを強く要求する」と主張しました。そのうえで、府教委が憲法の理念と原則を堅持し自主性を貫くこと、労使慣行を遵守しよりよい教育のため大教組と協議を促すこと、この重要性を指摘しました。

大教組本部は7月31日、「当面の重急要求」にもとづく府教委との交渉をおこないました。交渉の冒頭、辻保夫大教組委員長は橋下府政と「大阪維新プログラム案」(以下「維新案」)について「教職員の人件費や私学助成費を全国最低水準に引き下げ、障害児教育関連予算、いじめ・不登校・問題行動対策予算を大幅削減する一方で、進学指導特色高校や習熟度別指導など競争と格差を拡大する教育をすすめるようになっている」と批判し、「維新案そのものの抜本見直しを強く要求する」と主張しました。そのうえで、府教委が憲法の理念と原則を堅持し自主性を貫くこと、労使慣行を遵守しよりよい教育のため大教組と協議を促すこと、この重要性を指摘しました。

今、全国各地では、文科省による教員免許更新制の実験的な実施となる「予備講習」が、なし崩し的に強行実施されています。学校現場には十分な説明が行われず、さらに制度設計が未確立のまま、一方的に強行されているため、職場に不安と混乱、強い怒りを広げています。

教員免許更新制は、時代の政府いなり教員としての役割を、半世紀にわたる確立、運用されてきた制度を大転換させ、教員の失職にもつながる大問題を持つものです。

8月の主張

この制度は、教員に受動的に強い懸念を醸成し、中教審の部に教育設計のものの問題点を指摘する意見書を提出されています。

教員免許更新制の実施は凍結せよ

出しています。さらにはその後の中教審の審議の中でも疑問が抽出し、制度設計の根本的なものが問われています。そのため6月の中教審委員養成部会では、文科省自身が

も、受講できない場合が生ずるという点です。教員免許更新制はきわめて重大な問題をもっており、大教組は廃止を求めています。そして当面、2009年度からの実施の凍結を求め、文科省に対する全教の要請書各社でがんばります。

また同時に最低限の条件整備を求めています。文科省府教委は講習の強行実施を許さないため、2009年度からの実施の凍結を求め、署名に総力をあげて取り組みましょう。

大教組本部は7月31日、「当面の重急要求」にもとづく府教委との交渉をおこないました。交渉の冒頭、辻保夫大教組委員長は橋下府政と「大阪維新プログラム案」(以下「維新案」)について「教職員の人件費や私学助成費を全国最低水準に引き下げ、障害児教育関連予算、いじめ・不登校・問題行動対策予算を大幅削減する一方で、進学指導特色高校や習熟度別指導など競争と格差を拡大する教育をすすめるようになっている」と批判し、「維新案そのものの抜本見直しを強く要求する」と主張しました。そのうえで、府教委が憲法の理念と原則を堅持し自主性を貫くこと、労使慣行を遵守しよりよい教育のため大教組と協議を促すこと、この重要性を指摘しました。

ピースチャレンジャー⑥号
憲法署名100筆に挑戦

石崎真理子さん (府高教)



大教組本部は7月31日、「当面の重急要求」にもとづく府教委との交渉をおこないました。交渉の冒頭、辻保夫大教組委員長は橋下府政と「大阪維新プログラム案」(以下「維新案」)について「教職員の人件費や私学助成費を全国最低水準に引き下げ、障害児教育関連予算、いじめ・不登校・問題行動対策予算を大幅削減する一方で、進学指導特色高校や習熟度別指導など競争と格差を拡大する教育をすすめるようになっている」と批判し、「維新案そのものの抜本見直しを強く要求する」と主張しました。そのうえで、府教委が憲法の理念と原則を堅持し自主性を貫くこと、労使慣行を遵守しよりよい教育のため大教組と協議を促すこと、この重要性を指摘しました。

NEWS FLASH

7・17中央行動
8月の人事院報告を向けた最大の山場のとりにくみで、全国から2000人が参加しました。主催は全労連・公務労組連絡会。参加者は終日、「最低賃金を引き上げよ」「公務員賃金の改善、勤務時間短縮を行え」と人事院・総務省などに対し要請行動を展開しました。

堺教組青年部バーベキュー大会
教員採用第1次選考が終了したのをうけ、堺教組青年部は「お疲れ様会」を兼ね、バーベキューで交流会を開催しました。参加は40名で、夜遅くまで語らいは尽きませんでした。(7/31)

日本母親大会
第54回日本母親大会が名古屋市内で開催され、のべ1万5千人が参加しました。27日の全体会では大教組女性部が発言し、府民共同で35人学級を守るなど橋下府政に対するたたかいを報告しました。(7/26・27)

〈別項1〉
小学校新教育課程説明会(中央説明会)での質問事項

文部科学省

○総則第3の3「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする」について
(問) 毎月15分の学習時間を設定し、週3回計算ドリルや新出漢字の学習を行って、授業時数を1時間とカウントすることや、毎月15分の授業を1時間目に組み込み60分授業とすることは可能でしょうか。
(答) そのような授業を行うことは可能です。

○総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に変わることができる」について
(問) 学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動があります。この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。
(答) 研修旅行で訪問した先で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には、当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく、総合的な学習の時間としての訪問調査と特別活動としての修学旅行の2つから構成することは可能です。

〈別項2〉
総論教育長・府議会答弁(教育文化常任委員会 7・14)
習熟度別指導「画一的におしつけられるものではない」
(小学)3年生以上ということですが、これについて画一的に習熟度別ということではございませんで、学びのスタートの段階、学期の最初の段階では、2つのクラスによってそれぞれ授業を行っている。中間段階で一定のチェックのもと、やはり子どもたちそれぞれ個人の状況に応じて的確な授業をやっているということが必要場面には、子どもの習熟度別に応じた形でクラス編制を行い、また学期末というんですが、学年の終わりの段階では、もとのクラスに戻って的確なチェック、テスト等も実施する中で到達度、進捗度合いをチェックしていく。そういうことを含めた習熟度(を考えております)。

〈別項3〉
職員の旅費に関する条例(旅費の調整)第42条の2
任命権者は旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。